

社会福祉法人和木町社会福祉協議会

決 裁 要 綱

(総 則)

第1条 和木町社会福祉協議会における事務の決裁について、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 会長の権限に属する事務について最終的に意思決定することをいう。
- (2) 専決 特定事務について、常時会長にかわって決裁することをいう。
- (3) 代決 会長又は専決することができる者が不在の場合に、一時決裁権者に代わって決裁することをいう。

(決裁の手續)

第3条 決裁は、上司から順次審査を経て行う。

(専決又は代決に関する原則)

第4条 事務は次に定めるところにより専決又は代決することができる。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 事業の内容が異例と認められる場合
 - (2) 事業に重大な疑義若しくは紛議があり、又は事案の処理の結果紛争が生じるおそれがある場合
 - (3) 事案の処理について特命があった場合
- 2 専決した事項について、特に会長において了知しておく必要があると認めるときは、会長に報告しなければならない。
 - 3 代決した事項について、当該事業の内容を決裁権者において了知しておく必要

があると認めるときは、決裁権者に報告し又は後関を受けなければならない。

(専決事項)

第5条 事務局長は、所管事項に関し、別表に掲げる事項について専決することができる。

(代決権)

第6条 決裁権者が不在のときは、事務局長は代理決裁することができる。

(決裁区分)

第7条 決裁区分は次のとおりとする。

- (1) 会 長 甲
- (2) 事務局長 乙

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

昭和61年3月の理事会・評議委員会に承認

※ 会長決裁事項（参考）

理事会、評議会の招集

- ・ 予算の編成及び業務に関する実施計画の策定
- ・ 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書の作成
- ・ 理事会、評議員会に付議する事案
- ・ 債権、債務に関すること。
- ・ 専門委員会、運営委員会の委嘱及び諮問
- ・ 表彰に関する事項
- ・ 人事に関する事項
- ・ 職員の営利企業等の従事許可
- ・ その他内容が前各号に類すると認められるもの

別 表

事務局長専決事項

- ・ 予算に定める範囲内の収入及び支出命令
- ・ 事業計画に定める事業の実施
- ・ 補助金、委託金等の申請、請求、報告等の事務
- ・ 予定価格10万円未満の財産の取得及び処分
- ・ 予定価格20万円未満の物品購入、売却、修繕等の契約
- ・ 職員その他の旅行命令、ただし、2日以上除く。
- ・ 職員の休暇の承認、変更、取消、ただし、5日以上除く。
- ・ 進達、報告、通知、依頼、照会、回答文書に関すること。ただし、重要かつ、異例なものを除く。
- ・ 職員の扶養手当等に係る認定
- ・ 職員の時間外勤務、休日勤務命令
- ・ 職員の給与、身分等の証明
- ・ 前各号に掲げる事項のほか、事務の内容が前各号に類すると認められるもの